平成３０年（フ）第１９１号
神奈川県藤沢市村岡東２丁目18番地の４　サンクレスト湘南Ｂ201
債務者　下清水利博
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１５号
大分県豊後大野市千歳町長峰2222番地４
債務者　大塚　豊治
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３６２号
仙台市宮城野区新田東１丁目７番地の１　小鶴八番館406
債務者　蝦名　　勝
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉林千枝子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２３号
仙台市宮城野区大梶12番23―510号
債務者　小泉　敬市
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇部　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１１７号
仙台市宮城野区鶴ケ谷５丁目23番地　都市機構鶴ケ谷五丁目団地１号棟407
債務者　小林　靖雄
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三土未知生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２４４号
愛知県一宮市花池４丁目19番３―208号　県営花池住宅
債務者　河原　敏彦
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加塚　裕師
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第３１号
愛知県一宮市萩原町萩原字松田2693番地６
債務者　花城塗装こと　花城　清秀
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽加奈絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第８４号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番９―702号
債務者　河田　浩二
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第９０号
北九州市八幡西区若葉１丁目６番３号（塩川荘１号室）
債務者　石丸　幸美
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第７号
島根県大田市波根町1473番地
債務者　林　　幸信
1　決定年月日時　平成30年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（フ）第１５号
福岡県行橋市西宮市４丁目32番９―201号　第八寿荘
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成30年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第４６号
埼玉県ふじみ野市桜ケ丘２丁目38番25号
債務者　中西久美子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２５８号
岡山県倉敷市中庄1098番地８　メゾンフレール106号
債務者　梶原　大輔
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係